

## 茨城県条例第 75 号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 15 年茨城県条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 4 条中「及び災害の防止」を削る。

第 6 条第 1 項第 1 号中「5,000 平方メートル未満」を「3,000 平方メートル以下」に改め、同条第 2 項第 9 号を削り、同項第 10 号中「及び災害の防止」を削り、同号を同項第 9 号とし、同項中第 11 号を第 10 号とし、第 12 号を第 11 号とし、同条に次の 1 項を加える。

4 その土地の埋立て等に用いる土砂等が、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 3 年建設省令第 20 号）第 6 条第 3 項第 3 号に掲げる搬出先（以下「登録ストックヤード」という。）を経由する土砂等である場合にあっては、当該登録ストックヤードの運営の事業を行う者（以下「登録ストックヤード運営事業者」という。）を土砂等を発生させる者と、当該登録ストックヤードを土砂等の発生の場所とみなして、第 2 項第 6 号及び第 7 号の規定を適用する。

第 7 条第 2 号中「施設」の次に「（登録ストックヤードを除く。）」を加え、同条第 3 号を削り、同条第 4 号中「及び災害の防止」を削り、同号を同条第 3 号とし、同条第 5 号オ中「除く。）（」を「除き、」に改め、同号を同条第 4 号とする。

第 8 条中「及び災害の防止」を削る。

第 9 条第 1 項中「第 11 号」を「第 10 号」に改め、同条第 3 項中「第 12 号」を「第 11 号」に改める。

第 9 条の 2 第 2 項中「（同条第 2 項の規定により第 7 条及び第 8 条の規定を準用する場合を含む。）」を削り、「第 6 条第 2 項各号に掲げる事項」とあるのは「第 6 条第 2 項各号に掲げる事項であって、変更に係る事項」を「許可を受けた者は」とあるのは「前条第 1 項の許可を受けた者は」と、「第 8 条」とあるのは「前条第 2 項において準用する第 8 条」に改める。

第 10 条第 2 項中「土地の埋立て等の施工に関する計画（第 9 条第 1 項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第 18 条第 2 項第 1 号において同じ。）並びに」及び「及び災害の防止」を削る。

第 12 条第 1 項及び第 2 項中「及び災害の防止」を削る。

第 16 条中「又は災害の防止」を削る。

第 17 条第 1 項第 1 号ア中「第 7 条第 5 号ウ」を「第 7 条第 4 号ウ」に改め、同号イ及びウ中「第 7 条第 5 号ソ」を「第 7 条第 4 号ソ」に改め、同号エ中「第 7 条第 5 号ア」を「第 7 条第 4 号ア」に改める。

第 18 条第 2 項第 1 号中「土地の埋立て等の施工に関する計画若しくは」及び「及び災害の防止」を削り、同項第 2 号中「又は災害の防止」を削る。

第 18 条の 2 第 1 項中「汚染又は」を「汚染若しくは」に改め、「崩落、」を削り、「による災害が発生し、又はこれらの」を「が生じ、又は生ずる」に改める。

第 18 条の 8 に次の 1 項を加える。

5 第 6 条第 4 項の規定は、第 1 項及び第 2 項の場合について準用する。この場合において、同条第 4 項中「第 2 項第 6 号及び第 7 号」とあるのは「第 18 条の 8 第 1 項及び第 2 項」とする。

第 18 条の 10 第 1 項第 5 号中「第 18 条の 9 第 1 項」を「前条第 1 項」に改める。

第 19 条第 2 項中「又は災害の防止」を削り、「発生させる者」の次に「（登録ストックヤード運営事業者を含む。次条第 1 項において同じ。）」を加える。

第 20 条第 2 項中「の場所」の次に「（登録ストックヤードを含む。）」を加える。

第 22 条第 1 項中「、第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる」を削り、同条に次の 3 項を加える。

2 市町村が定める土地の埋立て等に関する条例の規定の内容が、この条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、この条例の規定（第 3 章から前章まで（第 18 条の 2 を除く。））に限る。以下この条において同じ。）は、当該市町村の区域内においては、適用しない。

3 前項の公示は、規則で定めるところにより、当該市町村の長からの申出に基づき、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 当該市町村の名称
- (2) 当該市町村の区域内においてこの条例の規定を適用しないこととする日（次項において「適用除外日」という。）

4 第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、この条例の規定の適用を受けるものとする。

- (1) 適用除外日に現に当該市町村の区域内における土地の埋立て等について第 6 条第 1 項の許可を受けている者（第 11 条第 1 項の規定によりその地位を承継した者を含む。）
- (2) 適用除外日前に当該市町村の区域内における土地の埋立て等について第 6 条第 1 項の許可の申請をした者で適用除外日以後に当該許可を受けたもの（第 11 条第 1 項の規定によりその地位を承継した者を含む。）

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、付則第 6 項及び第 7 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 6 条第 1 項の許可を受けている者であって、この条例の施行の際現に当該許可に係る土地の埋立て等（土砂等（土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項の廃棄物を除くものをいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土及び堆積をいう。以下同じ。）に着手しているもの（付則第 6 項において「既存埋立て等事業者」という。）については、この条例に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

- 3 改正前の条例第 6 条第 1 項の許可を受けている者であって、この条例の施行の際現に当該許可に係る土地の埋立て等に着手していないものは、この条例の施行の日（付則第 6 項及び第 7 項において「施行日」という。）に、この条例による改正後の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 6 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。

- 4 この条例の施行前にされた改正前の条例第 6 条第 1 項の許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものは、改正後の条例第 6 条第 1 項の許可の申請とみなす。

- 5 改正後の条例第 6 条第 4 項、第 7 条第 2 号及び第 18 条の 8 第 5 項の規定は、改正前の条例第 6 条第 1 項の許可を受けている者がこの条例の施行の際現に着手している当該許可に係る土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所についても適用する。

（準備行為）

- 6 既存埋立て等事業者は、施行日前においても、改正後の条例第 9 条第 1 項の許可の申請（土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者を改正後の条例第 6 条第 4 項に規定する登録ストックヤード運営事業者に、土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所を同項に規定する登録ストックヤードにそれぞれ変更しようとするものに限る。）をすることができる。

- 7 改正後の条例第 22 条第 2 項の規定の適用を受けようとする市町村の長は、施行日前においても、同条第 3 項の規定の例により、同項の申出をすることができる。この場合において、知事は、施行日前においても、同項の規定の例により、同条第 2 項の公示をすることができる。

（罰則に関する経過措置）

- 8 この条例の施行前にした行為及び付則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 茨城県条例第 76 号

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例（平成 20 年茨城県条例第 36 号）の一部を次のように改正する。